

役 員 退 職 金 規 程

財団法人 東 洋 文 庫

役員退職金規程

(目的)

第 1 条 この規程は財団法人東洋文庫の常勤役員（理事長、専務理事）の退職金に関する事項を定めたものである。

(退職金)

第 2 条 退職金は財団法人東洋文庫に在任した期間に応じて、次の算式によって得た額とする。

退任時の本俸月額 \times 3分の1 \times 在任月数 \times 係数とする。ただし、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(在任期間の計算)

第 3 条 在任月数に1月に満たない端数が生じたときは、1月に切り上げのこととする。

(役職を異にする場合)

第 4 条 退職金の計算は、同一の役職の役員として在任した期間ごとに計算した額の合計額とし、計算の基礎となる俸給は、すべての役員を退職した日における各役職ごとの本俸月額とする。

(退職金の支給)

第 5 条 退職金は直接本人（本人が死亡したときは、その遺族）に支給する。

(端数の処理)

第 6 条 計算の結果生じた100円未満の端数はこれを100円に切り上げるものとする。

(附 則)

第 7 条 本退職金規程は平成2年6月5日より実施する。